

平成29年10月1日から 子ども医療費助成(通院)の対象が 中学校3年生までとなります。

現在、小学校3年生までとなっている子ども医療費の通院に係る助成対象が、平成29年10月1日から、中学校3年生まで拡充されます(入院は今までどおり中学校3年生まで)。

※ 次の①又は②の方は、既に登録申請済みですので、改めてのお手続きは不要です。

平成29年9月に新たな受給者証又は支給停止通知書をお送りします。

- ① 有効期間が平成29年9月末日までのピンク色又は緑色の『子ども医療費受給者証』をお持ちの方
- ② 支給停止期間が平成29年9月末日までの『子ども医療費助成支給停止通知書』を受け取った方

○ 現在未登録の方が平成29年10月から助成を受けるには

中学校3年生までのお子様のいる保護者で、資格登録申請をされていない方は、平成29年9月30日までに住まいの区の区役所又は総合支所で資格登録申請を行ってください。

9月は窓口の混雑が予想されますので、申請は早目をお願いいたします。

★所得の状況により助成の対象とならない場合があります(裏面参照)。

なお、資格登録の申請の際には以下のものが必要になります。

1 保険証 (お子様の名前が記載されたもの)

※ 出生の場合は健康保険証がお手元に無い場合でも登録申請は可能ですので、30日以内に申請してください。転入等で登録申請をされる場合も30日以内に申請をしてください。詳しくは、裏面の申請先まで。

2 預金通帳(ゆうちょ銀行も可。保護者(受給者)名義のもの)

※ 県外受診等で医療機関等の窓口で負担金を支払った場合、その分の助成額を振込む口座として使用します。

3 所得証明書(原則として平成29年1月2日以後に仙台市に転入された方のみ)

※ 証明書の対象者、対象年度等については、裏面の申請先に必ずご確認の上、お取り寄せください。

○ 平成29年10月からの対象者と助成内容

仙台市に住んでいる中学校3年生の年度末(3月31日)までの年齢のお子様で、健康保険(各種社会保険、国保組合)または、仙台市国民健康保険に加入している方が対象となります。お子様が受診した際の保険診療による自己負担額から下記の金額を除いた分を助成します。

○ 平成29年10月からの医療機関での窓口負担金額

	0から6歳の年度末(未就学児)	小学校1年生～中学校3年生の年度末
通院	なし	初診・初検時 500円 再診時はなし
入院		1日500円 1入院で5,000円まで

※ 加入している健康保険から高額療養費等が支給される場合、その額を差し引いて助成します。

※ 入院中の食事にかかる負担金(食事療養費の標準負担額)は助成されません。

裏面もご覧ください。

○ 助成の対象にならない場合

一定以上の所得がある場合や、生活保護を受けているときは助成を受けられません。

- ※ 災害等の特別な事情により生活に困窮している場合に限り、申し立てにより所得制限が緩和されることがあります。
- ※ 所得が限度額以上で助成を受けられない場合でも、一度資格登録されますと、お子様が中学校を卒業されるまで、毎年9月末に保護者の所得を審査し、その結果をお知らせしますので、あらかじめ資格登録の申請をされておくことをお勧めします。

○ 所得制限の限度額表

1月～9月に助成を受け始める方はその年の前々年、10月～12月に助成を受け始める方はその年の前年の所得状況により判定されます。

扶養親族の数	0人	1人	2人	3人	4人
所得限度額	532万円	570万円	608万円	646万円	684万円

◎ 所得とは…給与所得の場合、1年間に支払われた給料、手当賞与等の合計(総収入額)から、一定割合の控除額(給与所得控除額)を差し引いた残りの額【給与所得控除後の金額】のことです。

- ※ 扶養親族の数は、地方税法に基づき市民税を算出するときに控除された控除対象配偶者および扶養親族の合計数です。
- ※ 扶養親族数が4人を超えた場合の限度額は、1人につき38万円を加算した額になります。
- ※ 次のものが所得から控除されます。
 - ・ 社会保険料相当額として一律8万円
 - ・ 老人控除対象配偶者、老人扶養親族(扶養親族のうち70歳以上)1人につき6万円
 - ・ 雑損、医療費控除等を受けている場合はその額
 - ・ 本人および扶養親族が障害者等の控除を受けている場合は、一定の額

○ 資格登録の結果について

資格登録申請後に所得の審査を行います。所得限度額未満の方には『受給者証』を、所得限度額以上の方には『支給停止通知書』をお渡しします。支給停止通知書については、加入している健康保険から提出を求められることがありますので、大切に保管してください。

○ 医療機関にかかるとき

医療機関の窓口へ受給者証と保険証を提示して診療を受けてください。

- ※ ただし、次の場合は一部負担金をお支払いのうえ、直接、区役所・総合支所の担当窓口へ保険点数が記載された領収書を提出してください。後日、登録いただいている口座へ助成額を振り込みます。
 - ① 県外の病院(薬局)を受診したとき。
 - ② 病院の窓口で受給者証を提示しなかったとき。
 - ③ 子ども医療費助成の取扱いをしていない医療機関を受診したとき。
- ※ 心身障害者医療費助成及び母子父子家庭医療費助成を受けている方は、子ども医療費助成が優先になります。なお、制度改正後は未就学児については心身障害者医療費助成及び母子父子家庭医療費助成はご利用いただけません。

○ お問い合わせ・資格登録の申請先

青葉区役所	保険年金課	225-7211	宮城総合支所	保険年金課	392-2111
宮城野区役所	保険年金課	291-2111	秋保総合支所	保健福祉課	399-2111
若林区役所	保険年金課	282-1111			
太白区役所	保険年金課	247-1111			
泉区役所	保険年金課	372-3111			